

「令和6年能登半島地震」に係る検証報告書



小 松 市
令和6年 10 月

はじめに

令和6年1月1日、新年の幕開けとともに、これまでに経験したことのない大きな揺れと恐怖を感じ、石川県では、能登地方を中心に M7.6、最大震度7の地震が発生しました。この地震により亡くなられた方々のご遺族の皆様に対し、心より哀悼の意を表するとともに、被災者の方々にお見舞いを申し上げます。

さて、今回の地震では、本市において震度5強を記録しました。加えて、加賀地方に津波警報が発表され、観測史上最も大きな地震となりました。

被害状況は、9月30日時点で死者1名、軽傷者1名の人的被害をはじめ、全壊1棟、半壊(大規模半壊・中規模半壊を含む)77棟、一部損壊(準半壊含む)5,088棟合わせて、5,166棟の住宅に被害があり、店舗や道路、公共施設などにも被害が及びました。

この地震を受け、発災直後から全職員が市役所や避難所などに参集するとともに、指定避難所を開設し、被害状況の把握や避難者の受入れ体制に職員が一丸となって対応しました。

こうした中、本市において、1月1日に災害救助法が適用され、同月6日には、被災者生活再建支援法が適用となりました。この適用を受け、本市独自の見舞金をはじめ、被災者支援や事業者、農業者の事業再開など総合的な支援を開始し、被災者と地域の一日も早い復旧・復興に取り組んでまいりました。

また、県内でいち早く、能登地域からの広域避難者を受け入れ、避難者の多くを占める高齢者の災害関連死や健康被害を防ぐため、医師会と連携した健康管理、介護へつなげる相談や生活支援、食事や生活必需品などの給与を行うとともに、不安を和らげるため、広域避難者対応チームの発足やサポートデスクを設置し、ニーズに合った必要な支援を行ってきました。

これからは、気候変動により、自然災害は大規模化、頻発化します。災害は私たちの力では止めることはできませんが、自分の身は自分守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の意識を高めていただき、いつ、どこで、起こるかわからない災害から安全に避難行動が取れるよう平素から地域や家族で話し合うことをお願いします。

最後に、令和6年能登半島地震では、様々な課題がありました。その課題を整理し、「誰もが暮らし続けられる生涯安心のこまつ」の実現に向け、令和6年能登半島地震を検証し、初動対応から災害復旧、被災者の生活再建に係る一連の業務を振り返り、記録を残すことで、今後の災害対応に活かしていけるよう検証報告書として取りまとめています。

本誌が、今後の防災対策などに少しでもお役に立てれば幸いです。

令和6年10月

小松市長 宮橋 勝栄

目 次

第1章 検証の概要

1 検証の目的	1
2 検証の方法	1

第2章 令和6年能登半島地震の概要等

1 地震の概要	2
2 被害状況	5
3 災害対策本部会議の開催	6
4 災害対応の時系列	7
5 避難所開設及び避難者数の状況	8
6 広域避難者の支援及び受入れ状況	10

第3章 生活再建支援等の適用

1 災害救助法の適用状況	15
2 義援金の受入れ, 市独自の見舞金, 義援金の配分, 被災者生活再建支援制度	16

第4章 課題及び改善に向けた取り組み

1 災害対策本部の設置・運営・情報共有	20
2 職員の参集状況	22
3 各部局の災害対応	23
4 避難所の開設・運営・情報共有	25
5 被災者支援	28
6 応急復旧	34
7 広域避難者の受入れ及び対応	35
8 その他	41

第5章 今後に向けた防災対策について

1 災害対応能力の強化	44
2 避難所の充実・強化	44
3 迅速な被災者支援の提供	45
4 受入れ体制の強化	45
5 災害が長期化した場合の職員の負担軽減	45

被害状況写真	46
--------------	----

第1章 検証の概要等

1 検証の目的

令和6年1月1日の能登半島地震では、今まで経験したことのない大きな揺れを経験し、津波警報の発表により、多くの市民が避難し、住家や道路などのインフラに大きな被害をもたらした。

市では、震度5強の発生により、小松市地域防災計画に基づき1月1日に災害対策本部を自動設置し、全職員を参集し、被害状況の把握や避難所を開設し、災害対応するとともに、避難者の受入れを行った。

その中で、災害対策本部との情報共有、職員の参集、避難所の開設・運営、各部局が行う災害対応業務などの平時から行わなければならない行動などについて、課題も見えてきた。

このため、今回の災害対応について客観的に分析し、小松市地域防災計画や各種マニュアル等の見直しに反映させるとともに、今後の防災・減災対策の強化や災害時の対応力向上につなげていくことを目的に検証を行った。

2 検証の方法

検証は、全部局を対象に、「災害対策本部の設置・運営・情報共有」「職員の参集状況」「各課の災害対応」「避難所の開設・運営・情報共有」「被災者支援」「応急復旧」「広域避難者の受入れ及び対応」「その他」の8項目について評価、検証する。

このほか、市職員及び避難所職員からの意見を聴取し参考とした。

○ 調査期間 令和6年6月7日 ～ 令和6年7月5日

○ 関係部局 全部局

第2章 令和6年能登半島地震の概要

1 地震の概要

石川県能登地方では、平成30年頃から地震回数が増加傾向にあり、令和2年12月から地震活動が活発になり、令和5年5月5日には M6.5の地震(最大震度6強)が発生し、以降、地震活動がさらに活発化していたが、時間の経過とともに地震の発生数は減少していった。

このような中で、令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ16kmでM7.6の地震(最大震度7)が発生し、輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、能登で長周期地震動階級4を観測した。この地震に対して、最初の地震波の検知から6.0秒後の16時10分16.0秒に緊急地震速報(警報)を発表した。16時12分に石川県加賀、能登に津波警報発表、16時22分に石川県能登を大津波警報に切り替えた。この津波で、金沢で80cm(国土交通省港湾局の観測施設)の津波を観測した。

気象庁では、令和6年1月1日に石川県能登地方で発生したM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

被害状況は、県内(10月1日時点)において死者397人(内災害関連死170人)、負傷者は重症、軽傷合わせて1,212人の人的被害あり、住家被害は、全壊6,055棟、半壊18,081棟、一部損壊63,410棟、床上・床下浸水11棟、合わせて、87,557棟の住家被害があり、本市では、震度5強の地震が発生し、9月30日時点の人的被害は、死者1人(災害関連死)、軽傷者1人、住家被害は全壊1棟、半壊77棟、一部損壊5,088棟合わせて、5,166棟に被害を受け、公共インフラでは、道路の陥没や液状化、河川の護岸崩落、水道の赤水の発生やマンホールの浮上など多くの箇所で被害を受けた。

市の対応状況としては、最高レベルの二次配備体制とし、全職員を参集、1日16時10分に災害対策本部を自動設置し、18時10分に第1回災害対策会議を開催した。リエゾンとして石川県、小松警察署員を受入れ、石川県など関係機関と情報共有を行いながら被害状況の把握に努めた。更には、市内道路や管内施設などのパトロールを行い二次被害の防止を図った。市民に対しては、防災行政無線やこまつ防災アプリ、公式 LINE など避難行動を呼びかけた。

この他、石川県の要請を受け、1月4日～8日を中心に、県内でいち早く、輪島市、珠洲市などの孤立集落の被災者を受入れ、現地から消防防災ヘリや自衛隊ヘリで搬送された広域避難者を二次避難所へ案内し、災害関連死や健康面の悪化を防ぐため、医師会と連携しながら現地での健康チェック、聞き取り調査、食事や生活必需品の給与を行い、介護の必要な方へも必要な支援を行った。

今回の地震対応としては、震度5強の大きな揺れと津波警報が発表されたことを受け、市民の皆様が大きな不安に直面したこと、避難所の施設管理者や避難所職員が被災していることに加え、元旦の地震であったことで、避難所にたどり着けないこともあった。また、石川県の要請により、広域避難者の受入れを行ったことなど、これまで経験したことのない対応に追われたことが特徴である。今回の経験を本市における災害対応能力向上につなげていきたい。

(図1,図2, 表1 出典:金沢気象台 HP, 石川県地震概況(令和6年1月))

図1 令和6年1月中の深さ 30 km以浅, M0.5 以上の地震の分布図
地殻内で発生した地震のみ表示

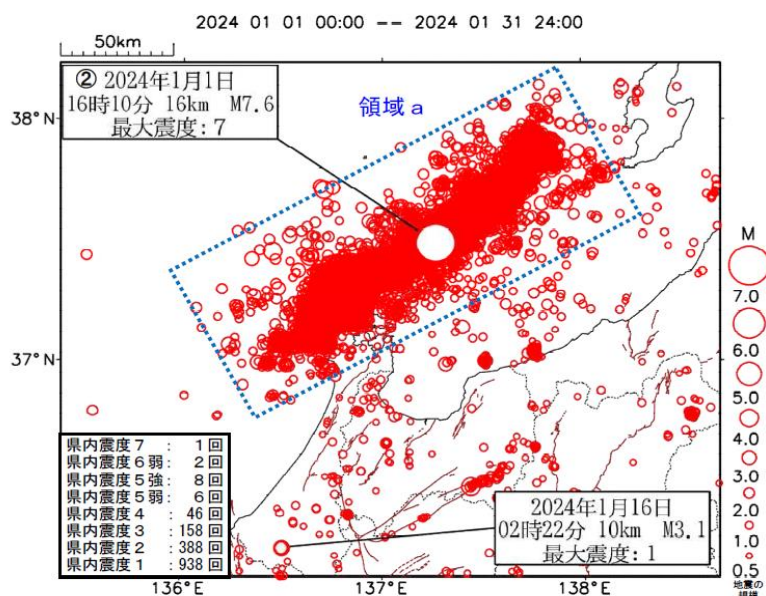


図2 令和6年1月に石川県内で震度5以上を観測した地震の震央と震度分布図

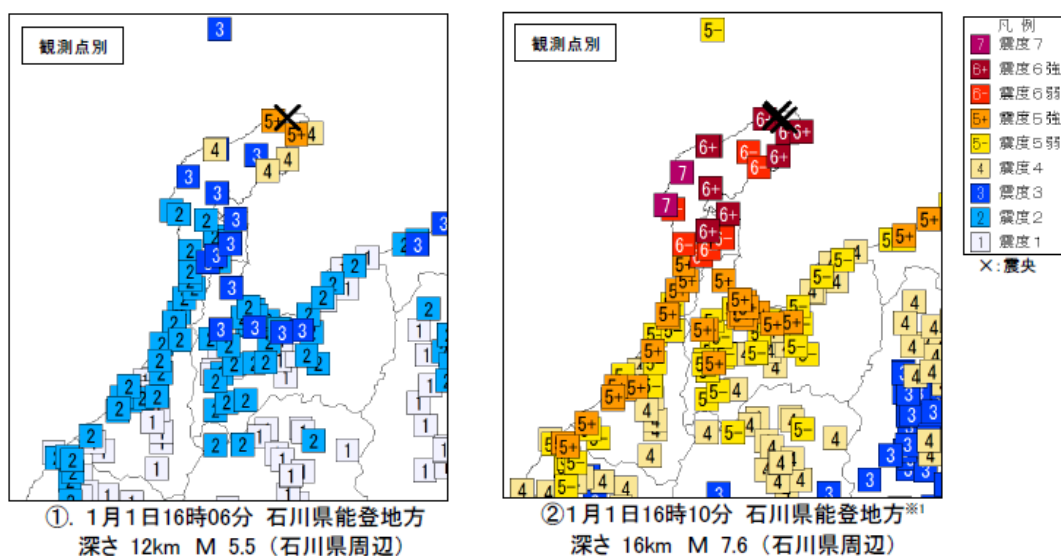


表1 過去1年間に石川県内で震度1以上を観測した地震の震度別回数表

年	2023年												2024年	
月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計	
震度1	5	12	9	70	8	8	8	8	9	4	8	938	1087	
震度2	2	1	1	35	7	3	2	4	2	1	1	388	447	
震度3	2	3	1	10	1	2	0	1	0	0	0	158	178	
震度4	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	46	51	
震度5弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	
震度5強	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	9	
震度6弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
震度6強	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
震度7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
合計	9	16	11	122	16	13	10	13	11	5	9	1547	1782	

図3 令和6年1月1日16時10分の石川県能登地方の地震（M7.6）に対して発表した大津波警報，津波警報及び津波注意報（出典：金沢気象台 HP）

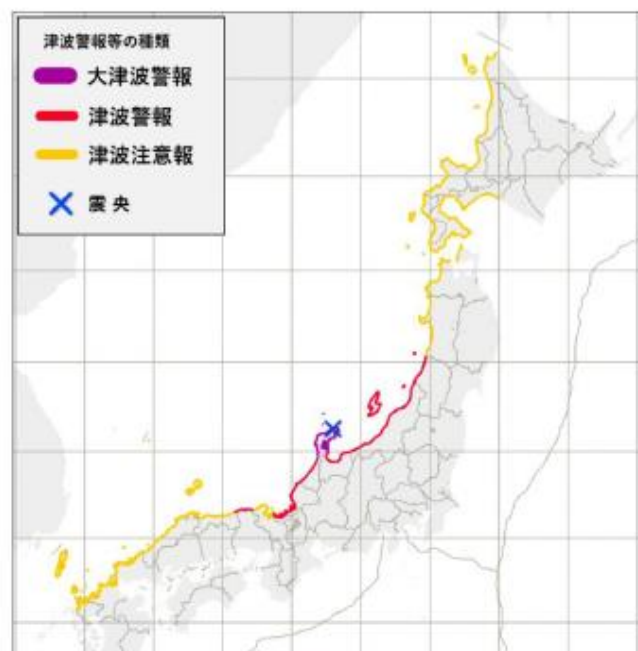


表2 津波による痕跡調査結果（出典：金沢気象台 HP）

都道府県	調査地点名	推定した津波の高さ	津波高の種類	調査実施官署
新潟県	上越市柿崎漁港	2.9m	遡上高	新潟地方気象台
新潟県	上越市船見公園	5.8m	遡上高	
新潟県	上越市直江津海水浴場	4.5m	遡上高	
新潟県	佐渡市羽茂港	3.8m	浸水高	
新潟県	佐渡市小木港	1.9m	浸水高	
富山県	朝日町宮崎漁港	1.4m	浸水高	富山地方気象台
富山県	射水市海竜新町	1.5m	遡上高	気象研究所
石川県	珠洲市飯田港	4.3m	浸水高	合同調査班 (気象庁地震火山部 札幌管区気象台 東京管区気象台 前橋地方気象台 静岡地方気象台 大阪管区気象台 長崎地方気象台 沖縄気象台)
石川県	珠洲市鶴飼漁港	2.7m	浸水高	
石川県	珠洲市見附公園	2.9m	浸水高	
石川県	能登町恋路海岸	1.7m	遡上高	
石川県	能登町松波漁港	3.1m	浸水高	
石川県	能登町内浦総合運動公園	4.0m	浸水高	
石川県	能登町白丸	4.7m	浸水高	
石川県	能登町九十九湾	2.2m	浸水高	
石川県	能登町宇出津港	1.3m	浸水高	
石川県	七尾市鶴浦漁港	1.8m	浸水高	
石川県	七尾市下佐々波漁港	2.4m	遡上高	気象研究所
石川県	輪島市舳倉島漁港	2.9m	浸水高	気象庁地震火山部

※推定した津波の高さは速報値であり今後の精査により変更となる可能性がある。

2 被害状況 (9月30日時点)

(1) 人的被害・住家被害(棟)

死者	軽傷	全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊	合計
1	1	1	0	11	66	212	4,876	5,166

※死者1名は災害関連死

(2) 住宅の緊急修理(ブルーシートなど)及び応急修理の相談件数及び受付件数

相談件数	緊急修理受付件数	応急修理受付件数
1,016	192	111

(3) 罹災証明書申請件数及び被災届出証明申請件数

罹災証明書申請件数	被災届出証明申請件数
5,336	829

(4) 事業所被災証明申請件数

被災証明申請書 ※商工労働課受付	被災証明申請書 ※農林水産課受付
500	13

(5) 公共インフラ

道路	2路線(土居原下牧線・井口林線)・陥没等133 件
橋梁	一部損傷 1件
河川・水路等	護岸崩落等 3件(九竜橋川・柴山潟承水路・串川相互導水路)
農業用施設等	80件(農道陥没, 水路損傷等)
水道	159件(本管漏水1件, 空気弁等付付属設備漏水13件, 宅水給水管等漏水84件, 濁水57件, 施設4件)
下水道	140件(マンホールの浮上・埋設管路上の道路陥没等137件, 施設3件)

(6) 市所管公共施設

市庁舎	南消防署(南支所)外壁等の一部損壊など
学校施設	30校
その他公共施設	50施設

3 災害対策本部会議の開催

開催場所:2階防災対策室

開催日時等			内 容
1月1日(月)	18:10	第1回	被害状況の確認(人的・住家,その他),各部局の参集状況,避難所の開設及び避難状況,災害応援派遣要請状況
1月2日(火)	0:15	第2回	各部局の対応,今後の方針
1月2日(火)	11:00	第3回	被害の状況の報告及び対応(人的,住家,その他),避難所の開設及び避難状況,各部局の対応,今後の方針(市主催行事の開催)
1月2日(火)	16:30	第4回	交通機関の影響,被害状況の報告,行事等の開催状況
1月3日(水)	13:00	第5回	災害対応に係る取りまとめ
1月4日(木)	15:00	第6回	県とのオンライン会議,被災に係る情報収集,県に対する要望
1月5日(金)	15:00	第7回	能登からの広域避難者の対応
1月9日(火)	14:00	第8回	広域避難者の受入れ状況及び今後の対応,被害状況の確認
2月13日(火)	16:00	第9回	能登半島地震の災害対応,インフラ等の復旧状況,被災者支援制度一覧,災害対策本部の解散について
2月16日(金)	17:00	—	災害対策本部解散

◇災害対策本部

No.	本部役職	役職
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長
3	統括補佐	教育長
4	対策部長	技監
5		市長公室対策部長
6		総合政策対策部長
7		行政管理対策部長
8		健康福祉対策部長
9		交流推進対策部長
10		経済環境対策部長
11		都市創造対策部長
12		上下水道対策部長
13		病院対策部長
14		消防対策部長
15		教育対策部長
16	第1支援部長	議会事務局長
17	第2支援部長	監査委員事務局長
18	事務局長(兼)	市長公室部長
19	事務局	危機管理課長



災害対策本部会議の開催状況

4 災害対応の時系列

日付	時刻	気象情報	対 応	市民への配信	
				こまつ防災アプリ等の配信	防災行政無線
1月1日	16:10	地震発生 M7.6 県内最大震度7 小松市震度5強	災害対策本部自動設置 職員自動参集 全指定避難所開設準備 (丸山を除く)		Jアラートによる緊急放送
	16:12	津波警報発表 (石川県加賀)			Jアラートによる緊急放送
	16:14			緊急情報(津波警報)	
	16:20			震源・震度に関すること	
	16:44				津波警報発表, 津波の避難情報(消防)
	16:48				地震発生情報(市内の震度情報など)(消防)
	16:54		全指定避難所開設指示 (丸山を除く)		
	17:07				津波警報発令及び避難所開設情報
	17:28				津波警報発令及び避難所開設, 火の用心
	17:41			緊急情報(地震・津波・避難所に関する情報)	
	17:47				津波警報発令及び避難所開設, 火の用心
	18:10		第1回災害対策本部会議		
	18:18			避難所の開設・混雑の状況	
	18:42				津波警報発令及び避難所開設, 火の用心
	19:00		報道発表(第1号)		
	19:19			車で避難されている方へ注意喚起	
	19:36				津波警報発令及び避難所開設呼びかけ, 車避難の注意喚起
	21:41			緊急情報(地震に関するお知らせ)	
	21:43				津波警報発令及び避難所開設呼びかけ, 車避難の注意喚起, 体調管理
	22:00		報道発表(第2号)		
1月2日	0:15		第2回災害対策本部会議		
	1:15	津波注意報に切替 (石川県加賀)			
	1:42			津波注意報への切り替え	
	8:00		指定避難所閉鎖 自主避難所に切替		
	8:02			自主避難所の開設や罹災証明	
	8:03				指定避難所の閉鎖, 自主避難の開設, 罹災証明及び応急修理等の受付
	9:00		報道発表(第3号)		
	10:00	津波注意報解除			
	11:00		第3回災害対策本部会議		
	12:12			自主避難所の開設や罹災証明などについて	

	12:14				指定避難所の閉鎖, 自主避難の開設, 罹災証明及び応急修理等の受付
	16:30		第4回災害対策本部会議		
	18:00		報道発表(第4号)		
1月3日	8:13			地震に関するお知らせ 罹災証明等のお知らせ	
	13:00		第5回災害対策本部会議		
	18:00		報道発表(第5号)		
	19:03			自主避難所に関するお知らせ	
1月4日	10:48			支援物資の受付	
	11:00		報道発表(第6号)		
	15:00		第6回災害対策本部会議		
	18:29			道路の通行について(注意喚起)	
1月5日	15:00		第7回災害対策本部会議		
	16:00			地震による上下水道への影響について	
1月6日	17:00			支援物資の受付の一時停止について(令和6年能登半島地震)	
	20:00		報道発表(第7号)		
1月8日	17:00		自主避難所(市民センター)閉鎖		
	17:11			地震に伴う自主避難所の閉鎖について	
	22:00		報道発表(第8号)		
1月9日	14:00		第8回災害対策本部会議		
2月13日	16:00		第9回災害対策本部会議		
2月16日	17:00		災害対策本部解散 報道発表(第9号)		

※こまつ防災アプリ等の配信(公式 LINE, SNS, 市ホームページ, Yahoo! 防災速報)

5 避難所開設及び避難者数の状況

(1) 指定避難所 61箇所開設 避難者数(最大) 延べ 1,231人

避難所	避難者数(最大)	避難所	避難者数(最大)
稚松小学校	0	松陽中学校	29
丸内中学校	9	今江小学校	35
北部地区体育館	0	串小学校	2
小松総合体育館	0	御幸中学校	0
小松高校	450	御幸地区体育館	0
芦城中学校	54	小松産業技術専門校	1
末広体育館	25	日末小学校	12
武道館	26	国府小学校	46
團十郎芸術劇場うらら	23	国府中学校	7
安宅小学校	0	中海小学校	2
安宅中学校	25	中海中学校	28

犬丸小学校	0	中海地区体育館	0
板津中学校	30	東陵小学校	14
小松市民センター	70	小松商業高校	40
板津地区体育館	0	旧金野小学校	0
小松北高校	0	松東みどり学園	22
荒屋小学校	2	小松特別支援学校	29
能美小学校	9	旧西尾小学校	80
小松明峰高校	6	里山自然学校大杉みどりの里	0
第一小学校	22	ふれあい松東	2
小松市立高校	3	小松瀬領特別支援学校	27
小松工業高校	10	符津小学校	1
苗代小学校	13	南部中学校	36
松陽地区体育館	0	小松サン・アビリティーズ	0
向本折小学校	6	いしかわ子ども交流センター小松館	0
木場小学校	1	里山自然学校こまつ滝ヶ原	0
木場潟スポーツ研修センター	0	矢田野小学校	0
粟津小学校	4	南部地区児童体育館	0
こまつドーム	30	月津小学校	0
那谷小学校	0	小松大学粟津キャンパス	0
西部地区体育館	0		

(2) 指定緊急避難場所 16箇所開設 避難者数(最大) 延べ 572人

避難所	避難者数	避難所	避難者数
アル・プラザ小松(立体駐車場部分)	30	小松空港北陸エアターミナルビル	180
こまつアズスクエア(公立小松大学部分)	0	北陸自動車道緊急避難施設	50
小松駅前立体駐車場	50	国土交通省小松除雪ステーション駐車場	0
小松駅西立体駐車場十八番	2	イオンモール新小松(屋上駐車場)	30
ルートイングランティア小松エアポート	200	株式会社小松電業所本社第3駐車場	0
特別養護老人ホームあたかの郷	0	小松大谷高校	0
ケアハウスファミール	30	イオン小松店(屋上駐車場)	0
市営木曽町住宅	0	こまつドーム(第1駐車場)	0

※避難者数 0 は、不明の場合を含む

(3) 自主避難所 5箇所開設 避難者数(最大) 延べ 120人

避難所	避難者数	避難所	避難者数
芦城センター	9	小松市民センター	26
第一地区コミュニティーセンター	36	のしろ児童館	3
南部公民館	46		

(4)総合計

避難所	避難所数	避難者数
指定避難所	61	1,231
指定緊急避難場所	16	572
自主避難所	5	120
合 計	82	1,923

※避難者数は避難者カード及び聞き取りをもとに、1月1日～8日間の最大値を記載

※今回の地震では、民間施設など施設責任者のご厚意で避難者を受け入れた施設もある

6 広域避難者の支援及び受入れ状況

(1)1月4日～1月8日まで被災地から直接避難された方の受入れ状況

月日	世帯数	避難者数	備 考
1月4日	2	3	能登町から消防防災ヘリで避難
1月5日	1	1	輪島市から自衛隊ヘリで避難(観光客)
1月6日	12	57	珠洲市から自家用車で避難 (市役所1階エントランスホールで受入れ)
1月6日	31	60	輪島市から自衛隊ヘリで避難
1月7日	12	19	輪島市から自衛隊ヘリで避難
1月8日	27	60	輪島市から自衛隊ヘリで避難
計	85	200	



(2)広域避難者の受入れ状況

・ピーク時(2月末)の世帯数

世帯数				
ホテル		賃貸型応急住宅	親戚・知人宅等	合計
直接避難	1.5 次経由			
122	335	47	79	583

・ピーク時(2月末)の避難者数

避難者数				
ホテル		賃貸型応急住宅	親戚・知人宅等	合計
直接避難	1.5 次経由			
251	624	120	114	1,109

○広域避難者の受入れの推移

	世帯						人数					
	ホテル			みなし	LINE (知人宅)	合計	ホテル			みなし	LINE (知人宅)	合計
	直送	1.5次CC経由	ホテル計				直送	1.5次CC経由	ホテル計			
1月26日	130	191	321			321	285	351	636			636
1月30日	130	247	377			377	285	440	725			725
2月6日	127	264	391			391	267	468	735			735
2月13日	127	273	400			400	267	489	756			756
2月16日	126	302	428			428	264	548	812			812
ピーク時 (2月末)	122	335	457	47	79	583	251	624	875	120	114	1109
3月12日	106	241	347	47	79	473	212	430	642	120	114	876
3月18日	101	198	299	55	79	433	203	349	552	140	114	806
3月26日	97	145	242	75	132	449	194	254	448	188	176	812
4月4日	70	109	179	83	132	394	130	202	332	220	176	728
4月17日	66	92	158	87	135	380	119	167	286	227	188	701
4月30日	60	73	133	89	124	346	106	132	238	230	174	642
5月7日	59	62	121	89	124	334	100	111	211	230	174	615
5月9日	51	61	112	89	124	325	86	109	195	230	174	599
5月22日	41	57	98	97	137	332	71	102	173	247	189	609
5月27日	38	53	91	97	137	325	66	96	162	247	189	598
5月31日	24	49	73	101	137	311	40	89	129	258	189	576
6月10日	16	40	56	102	137	295	27	70	97	260	189	546
7月1日	11	31	42	102	137	281	19	53	72	260	189	521
7月8日	5	23	28	102	137	267	9	40	49	260	189	498
7月31日	2	17	19	104	137	260	4	26	30	268	189	487
8月18日	1	9	10	105	137	252	1	16	17	270	189	476
9月1日	0	10	10	106	137	253	0	19	19	276	189	484
9月30日	0	6	6	108	137	251	0	10	10	279	189	478

※1.5CC 経由は、1.5 次避難所及びコールセンター経由で受け入れた数

(3)二次避難所の開設場所

栗津温泉エリア	栗津温泉エリア外
市内10施設	市内15施設

○受入れ体制

- ・市職員による世帯毎の聞き取り調査の実施
- ・避難所生活に必要な衣服等の供与
- ・受入時の健康チェック(医師会、保健師)
- ・1.5 次避難所は、要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児等)とその家族等に対し、被災地の避難所等から、被災地外へ一時的な避難所として運営を行い、ホテル・旅館等の二次避難所への移動を支援
- ・いしかわ総合スポーツセンター(1月8日設置 収容人数560人) ⇒ 9月30日閉鎖
- ・産業展示館2号館(1月13日設置 収容人数150人) ⇒ 3月9日閉鎖
- ・小松総合体育館(1月18日設置 収容人数200人) ⇒ 2月8日 閉鎖



総合体育館 1.5 次

(4) 広域避難者への支援

- ア 避難者の健康管理を JMAT(日本医師会災害医療チーム)や県外保健師チーム等と連携し対応
- イ 避難者の医療機関受診調整、送迎補助(医療機関との連携)
- ウ 避難生活の長期化に伴い、新たな衣類、衛生用品等を供与(県保管物資、企業等からの提供品も活用)
- エ セセラぎの郷を二次避難所として開設(2月1日より) ⇒ 4月15日閉鎖
定員38人 避難者数延べ391人
- オ 市長公室に「広域避難者対応チーム」を1月10日設置(7名体制)
今後の生活再建に向けた情報提供などのサポート(被災者支援システムの活用)
- カ 栗津町会館にサポートデスクを1月12日設置 ⇒ 1月31日閉鎖
健康相談や栗津温泉周辺の情報提供



せセラぎの郷

(5) ボランティアの受入れ

小松市社会福祉協議会では、小松市のホテルや旅館等に二次避難されている方への「避難者支援ボランティア」の募集を開始。このほか、2月2日(金)より週2回・各4便(火・金)買い物等を支援する無料バスを運行。「さわふれ号」による二次避難者の生活面のサポートを行う。⇒ 5月末で運行終了

(6) 広域避難者の健康サポート等

- ア 健康相談(令和6年能登半島地震被災高齢者支援事業)

被災生活により心身の状態の悪化が懸念される高齢者等に対して、フレイル予防のための取組を行い、必要に応じて迅速な支援、フレイル状態からの改善を行う

開催場所	回数	参加延べ人数	期間
市内3施設	20回	85人	2月24日～4月27日

※フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。

イ 健康教室

開催場所	開催期間	開催回数	参加延べ人数(概数)
市内2施設	1月16日～5月14日	17	529

ウ スポーツ教室

開催日時	開催場所	参加人数(概数)
2月3日(午前・午後)	こまつドーム	40
2月24日		30

※支援物資の配布と同時開催のため、参加人数は概数

(7) 支援物資の支援等

ア 全国青年市長会などを通じて、県外からの支援物資を仲介し、被災自治体へ支援又は県で集約

イ 広域避難者を対象とした支援物資(生活必需品、被服類、食料品など)の配布

ウ 個人や民間企業、県からの支援物資を保管 こまつドーム集会室にて、1月5日開始 ⇒ 2月末で閉鎖

開催日	参加世帯数	参加人数	配布場所
1月27日	110	265	こまつドーム集会室
2月3日	219	566	
2月17日	222	546	
2月24日	195	514	
合計	746	1,891	

(8) 能登地方への支援(人的支援)

派遣内容	派遣先	期間	派遣人数
消防県内応援部隊	輪島市・穴水町・珠洲市	1/1～3/6	115
DMAT 隊	能登総合病院・富来病院・石川県中央病院	1/1～1/2	5
応急危険度判定	中能登町・穴水町	1/4～1/9	6
応急給水作業	内灘町・珠洲市・能登町・輪島市	1/14～5/31	41
下水道管路緊急被害調査	七尾市・志賀町	2/26～3/1	2
水道応急復旧業務	能登町・輪島市	3/18～7/22	5
災害廃棄物仮置場支援	志賀町	1/17～2/25	35
避難所運営	志賀町	1/5～1/6	4
避難所での健康管理	七尾市・志賀町	1/5～1/9	7
家屋被害認定調査	七尾市	4/1～5/31	84
被災宅地判定業務	内灘町	2/19～2/21	6
物資仕分け・運搬	穴水町	2/12～3/19	15
水道復旧支援業務	輪島市	7/13～7/22	2
合計			327

(9) 本市における受援等

応援市	受援内容	期間	受入れ人数等
大阪市	広域避難者の健康管理業務等	令和6年1月27日～3月21日	11チーム 40 人(延べ 240 人)
福島県内中核市		令和6年1月27日～2月29日	6 チーム18人(延べ 90 人)
相模原市	下水道被害一次調査	令和6年1月12日～3月13日	4人
岡山市			5人(延べ6名)
松本市			2人
十日町市			2人
長浜市			2人
大町市			2人
守山市			2人
石川県			1人
岡山市	下水道被害二次調査	令和6年1月22日～3月19日	1人
広島市			1人
柏崎市			2人
敦賀市			2人
大野市			2人
越前市			2人
上田市			2人
広島市	下水道の災害復旧工事監督業務	令和6年6月1日～令和7年3月末	1人
桑名市			1人(延べ2人)

(10) 他市の災害廃棄物受入状況 9月30日 時点

		一般可燃ごみ	
輪島市	5 台	7,270 kg	
珠洲市	6 台	4,940 kg	
中能登町	4 台	10,350 kg	
穴水町	1 台	4,590 kg	
能登町	13 台	36,660 kg	
合計	29 台	63,810 kg	

		焼却分		焼却灰	
石川県産業 資源循環協会	52 台	141,780 kg			
七尾市			4 台	22,370 kg	
合計	52 台	141,780 kg	4 台	22,370 kg	

○ 総合計 85 台 227,860 kg

○ 総合計 85 台 227,960 kg

(11) 損壊家屋の公費解体 9月30日 時点

種別	相談件数	申請受付件数	解体発注件数	完了(償還済)件数
公費解体(申請受付)	18 件(24 棟)	18 件(24 棟)	13 件(16 棟)	2 件(2 棟)
費用償還(自費解体)	28 件(41 棟)	14 件(18 棟)	—	7 件(10 棟)
計	46 件(65 棟)	32 件(42 棟)	13 件(16 棟)	9 件(12 棟)

(12) 災害廃棄物の受入れ(市内受入れ分) 9月30日 時点

台数	1,248	重量(t)	847
----	-------	-------	-----

第3章 生活再建支援等の適用

1 災害救助法の適用状況

1月 1日(21:00 公表)

小松市に災害救助法の適用(県内10市7町) ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

○救助項目別救助実施有無及び救助期間

救助項目	避難所の設置(ホテル・旅館の借上げを含む)	応急仮設住宅の供与(賃貸型応急仮設住宅)	炊き出しその他による食品の給与	飲料水の供給	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	医療・助産	被災者の救出	応急修理	被災した住宅の	学用品の給与	埋葬・死体の搜索・死体の処理	障害物の除去	輸送費及び賃金職員等雇上費
								住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理	日常生活に必要な最低限度の部分の修理				
小松市における救助実施有無	有	有	有	無	有	無	無	有	有	有	無	無	有
うち小松市居住者に対する救助	有	有	有	無	無	無	無	有	有	無	無	無	無
うち広域避難者等に対する救助	有	有	有	有	有	無	無	無	無	有	無	無	有
救助期間	開始	R6 1/1	R6 1/1	R6 1/1	R6 1/1	無	無	R6 1/1	R6 1/1	R6 1/1	無	無	※1
	終了	R6 9/30	最長 2 年	R6 6/30	R6 9/30	無	無	R6 4/30	R7 12/31	R6 4/30	無	無	※1
	延長協議	有		有	有	無	無	有	有	有	無	無	無

※1 救助期間はそれぞれの救助が行われている期間内

2 義援金の受入れ, 市独自の見舞金, 義援金の配分状況, 被災者生活再建支援制度

※9月30日時点

(1) 義援金の受入れ

義援金	受付開始	義援金箱の設置箇所(8箇所)
小松市災害義援金	1月4日～ 3月31日	小松市役所, 小松駅前行政サービスセンター, 南支所, サンエスビル ズこまつ, 末広体育館, 小松サン・アビリティーズ, こまつドーム, 小松社会福祉協議会(第一地区コミュニティセンター)
能登地方への義援金	1月4日～	

(2) 被災者生活再建支援金(小松市見舞金)

※小松市在住で, 罹災証明書の判定が「準半壊」の世帯に対して見舞金の支給

住宅の被害の程度(罹災証明書)	小松市見舞金の支給額
準半壊	15万円

(3) 義援金の配分

石川県災害義援金配分委員会及び小松市災害義援金配分委員会(三次まで開催)において, 以下の配分を決定

被害種別	被害程度	石川県配分額	小松市配分額	合計/世帯
人的被害	死者・行方不明者	180万円	60万円	240万円
	重症	10万円	10万円	20万円

被害種別	被害程度	石川県配分額	小松市配分額	合計/世帯
住家被害	全壊	180万円	60万円	240万円
	大規模半壊	135万円	45万円	180万円
	中規模半壊	90万円	30万円	120万円
	半壊	45万円	15万円	60万円
	準半壊	35万円	6万円	41万円
	一部損壊	10万円	—	10万円

※小松市義援金の配分は, 令和6年9月末をもって終了

※石川県義援金の配分は, 継続して配分予定

(4) 被災者生活再建支援制度

災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯の方に国（公益財団法人 都道府県センター）より支援金が支給されている。また、国の制度の対象とならない半壊世帯の方へは、県の制度（県・市 1/2 支援）により住宅の再建方法に応じた支援金が支給される。

住宅の被害程度		①基礎支援金	加算支援金 (住宅の再建方法)	① + ② 支給額計
複数（二人以上）世帯	全壊・解体(※1)	100	建設・購入 200	300
			補修 100	100
			賃貸 50	50
	大規模半壊	50	建設・購入 200	250
			補修 100	100
			賃貸 50	50
	中規模半壊		建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃貸 25	25
	半壊		建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃貸 25	25
単身世帯	全壊・解体	75	建設・購入 150	225
			補修 75	75
			賃貸 37.5	37.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	75
			賃貸 37.5	37.5
	中規模半壊		建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃貸 18.75	18.75
	半壊		建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃貸 18.75	18.75

※1 罹災証明が大規模半壊、中規模半壊又は半壊、あるいは敷地に被害が生じた場合、住家の倒壊防止や居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合

※2 建設とは被災した住宅を解体し新しい住宅を建設すること

※3 補修とは被災した住宅の一部を新しい住宅の一部として増築、改築すること

※4 賃貸とは借家・賃貸アパート等へ入居すること（公営住宅を除く）

第4章 課題及び改善に向けた取り組み

○ 課題及び改善に向けた取り組み

各部局・避難所職員からの初動対応等の検証報告から課題・改善策を抽出し、整理・集約するとともに改善に向けた取り組みについて検討を行った。

1 災害対策本部の設置・運営・情報共有	
(1) 祝日・休日及び津波警報発表時における災害対策本部の体制 (2) 初動時における効率的な情報収集及び配信 (3) 所管業務や役割分担の明確化 (4) 通信が途絶えた場合の情報連絡方法の確立 (5) 津波警報が発表された場合の避難行動の配信 (6) 他機関の対策本部との連携及び情報共有	
2 職員の参集状況	
(1) 勤務体制や参集基準の周知・徹底 (2) 津波警報発表時における参集方法 (3) 休日・祝日の参集及び県・市外への外出時における連絡体制	
3 各部局の災害対応	
(1) 各部局における事務分掌の周知・徹底 (2) 所管施設等の被害状況の調査 (3) 長期化した場合の勤務体制 (4) 二次災害防止	
4 避難所の開設・運営・情報共有	
(1) 避難所の早期開設に向けた対策 (2) 避難所運営協議会(校下・地区ごと)や防災士など避難所運営に係る地域との連携 (3) 垂直避難や備蓄品の準備など体育館以外の区域(校舎内)への解錠方法 (4) 避難所の集約及び閉鎖の考え方 (5) 避難所職員の安全管理 (6) 備蓄品の整理及び取り扱い (7) 外国籍の方の情報収集及び伝達方法の確立 (8) 女性や性的少数者への配慮	
5 被災者支援	
(1) 介護保険料・利用料の減免 (2) 被災者の生活再建に向けた各種支援制度等及び義援金の集金、配分等	

(3) 罹災証明交付申請・現地調査・罹災証明書発行 (4) 条例に基づいた保険税(料)の減免 (5) 義援金の配分委員会の設置及び義援金の受付 (6) 各課から提供される情報, 制度説明, 申請書の多言語化 (7) 保育料の減免 (8) 緊急修理, 応急修理, みなし仮設住宅, 緊急避難のための市営住宅利用受入れ, 生活家電の給与などの相談・受付 (9) 被災者支援制度一覧の作成 (10) 災害廃棄物(片付けごみ)の処理 (11) 公費解体業務の対応 (12) 被災者への物資等の給与	
6 応急復旧	
(1) 上下水道管路の応急復旧 (2) 被害状況の把握及び復旧	
7 広域避難者の受入れ及び対応	
(1) 広域避難者(被災地から直接避難された方)の受入れ場所の確保 (2) 広域避難者の健康管理や医療機関への受診調整 (3) 要支援者のケースの検討と支援 (4) 介護サービスの提供 (5) 生活必需品の需要把握及び調達 (6) せせらぎの郷の受入れ (7) 広域避難者の受入れに係る基地, 県との調整 (8) 保育が必要な児童の対応 (9) 避難してきた妊婦, 乳幼児の対応 (10) 広域避難児童生徒の受入れ及び支援 (11) 受援(派遣チーム)の受入れ及び調整 (12) 被災者支援システムへの登録	
8 その他	
(1) 避難者への計画的かつ効率的な物資配送 (2) 市民からの被災地(能登)への支援物資の受入れ (3) 市役所へ避難してきた市民への対応 (4) 庁内放送による職員への情報伝達及び提供 (5) 問い合わせの対応 (6) 県施設(産業展示館)での物資の受入れ (7) 青年市長会等からの物資の受入れ (8) 津波警報が発表された場合の避難方法の周知	

○ 各項目の課題及び改善策(方向性)について

1 災害対策本部の設置・運営・情報共有

令和6年の能登半島地震では、本市において、震度5強の地震が発生し、地域防災計画の市配備基準に基づき、二次配備体制として災害対策本部を16時10分に自動設置し、災害対策本部員を招集する。

18時10分に第1回災害対策本会議を開催し、被害状況の確認(人的・住家・その他)、各部局の参集状況、避難所の開設及び避難状況、災害応援派遣要請などの情報収集と共有を行う。災害対策本部会議は合計9回開催し、2月16日17時に解散する。

(1) 祝日・休日及び津波警報発表時における災害対策本部の体制

○ 課題について

- ・大規模地震や祝日・休日に発生した場合は参集に時間を要することがある
- ・今回のような津波警報が発表された場合の参集方法について再度周知する必要がある

【改善策(方向性)】

- ☐ 本部員(部局長)が参集できない場合や時間を要する場合の本部会議の開催や情報伝達方法を検討しておく
- ☐ 参集できない場合を想定し、代理者を事前に決めておく
- ☐ 津波ハザードマップを再確認し、いざというときの対応を普段から話し合う
- ☐ 身の安全が第一優先、身の安全を確保できてから迅速に参集する

(2) 初動時における効率的な情報収集及び配信

○ 課題について

- ・初動時は、各部局からの被害報告、避難所職員からの連絡、石川県や市民からの問い合わせなどが殺到し、重要な情報を聞き逃すことがある
- ・初動時の対応の遅れが、市民への情報配信の遅れにつながってしまう
- ・本部事務局の参集人数は地域防災計画で定められているが、避難所職員も多く含まれていることから、最低限必要な人数の再確認が必要

【改善策(方向性)】

- ☐ 初動時は情報が一度に集中し、重要情報も多いことから、情報のトリアージが必要であり、普段からの準備(訓練)が必要である
- ☐ 危機管理課を経験した職員の動員を事前に決めておく
- ☐ 最低限必要な本部事務局の人数を検討して行く必要がある
- ☐ 特に初動時には、迅速な情報収集に努め、必要に応じて、市民に対して情報配信(こまつ防災アプリ・防災行政無線・報道発表)を行う。

(指揮命令の流れ)

現場指揮要領 実態把握 ⇒ 状況判断 ⇒ 決断 ⇒ 命令・実行 ⇒ 評価(繰り返す)

(3) 所管業務や役割分担の明確化

○ 課題について

- ・初動時における情報を効率よく整理するには、本部事務局の役割分担を明確にし、業務内容が重複しないよう整理する必要がある

【改善策(方向性)】

- ☐ 地域防災計画では、災害対策本部事務局の事務分掌が定められおり、平時から確実に理解しておくことが重要である
- ☐ 令和4年8月の大雨災害、令和6年能登半島地震を踏まえ、次期改訂時に役割分担の内容を再検討することも必要である

(4) 通信が途絶えた場合の情報連絡方法の確立

○ 課題について

- ・令和6年能登半島地震では、甚大な被害により、通信が途絶えたが、本市においては、幸いにして通信に被害は無かったが、被害報告や避難所情報をログチャットや携帯電話を使用していることから、これから災害に向けて通信手段を考えておく必要がある

【改善策(方向性)】

- ☐ 能登半島地震では、通信が途絶え、携帯電話等の使用に影響があり、これからは、衛星通信(スターリンク・衛星電話)の整備を検討していく
- ☐ 消防無線などの活用や簡易無線機などの導入も研究していく

(5) 津波警報が発表された場合の避難行動の配信

○ 課題について

- ・避難情報に関するガイドラインでは、津波は、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表により、迅速に避難行動を呼びかけることが必要である

【改善策(方向性)】

- ☐ Jアラートと連動して、こまつ防災アプリ、公式LINEなどで避難指示を発令できる仕組みを事前に考え、大津波警報、津波警報、津波注意報ごとに予想される津波の高さに応じて、休日等も含め配信する方法や内容を事前に検討しておく

【参考】

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m～	10m超	巨大
	5m～10m	10m	
	3m～5m	5m	
津波警報	1m～3m	3m	高い
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)

(6) 他機関の対策本部との連携及び情報共有

○ 課題について

- ・地震発生後、消防本部や市民病院では、独自に対策本部が設置されており、被害状況や重症患者受入れ状況などを把握するためにも、石川県、小松警察署などを含め、他機関との連携と情報共有が重要である

【改善策(方向性)】

- ☐ 災害では、何が起こるか予想できないことから、他機関と連携し、様々な観点から実態把握を行い、判断していく必要がある
- ☐ 今回の地震での経験を活かし、災害時に迅速に対応できるよう平素から意見交換を行う

2 職員の参集状況

本市において震度5強の地震が発生したことにより、二次配備体制となり、原則として職員は動員の命令を待たずに自主参集し、配備基準に基づいた配備をとり、各職員は自己の配備先に参集した。

一方で、発災当日は、元旦であり、県外や市外にいた職員も多く、参集に時間を要し、経験のない揺れと津波警報が発表されたことを受け、職員の参集手段や判断に戸惑いがあった。情報の伝達については、16時54分にロゴチャット一斉連絡で職員に参集するよう呼び掛けた。

(1) 勤務体制や参集基準の周知・徹底

○ 課題について

- ・地震の勤務体制や参集基準を把握していない職員が見受けられた

【改善策(方向性)】

- ☐ 地域防災計画に基づく参集基準を職員研修や避難所職員の研修などに取り入れ周知していく

【参考】地域防災計画＜地震災害対策編＞第2章地震災害応急対策計画(地震災害57～59)

・自動配備体制

震度5強以上の地震が発生したとき、原則として職員は動員命令を待たずに自主参集し、直接所属先又は避難所に参集する

・参集時の留意事項

- (ア) 参集直後の活動が実施できる服装とし、食糧・水筒・懐中電灯・スマートホン・ラジオ等の携行品をできる限り携帯する
- (イ) 参集方法は、原則として徒歩・自転車等とし、車両の使用は避けて登庁する
- (ウ) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況は所属長に必ずメモで報告する

(2) 津波警報発表時における参集方法

○ 課題について

- ・津波警報が発表された場合、自身や家族の安全を優先する必要がある、すぐに参集できない可能性がある

【改善策(方向性)】

- ☐ 津波警報が発表された場合は、全部局の必要な人員が参集となるが、身の安全を守ることが第一優先となる
- ☐ 今年の3月に見直しを行った津波ハザードマップを再確認し、冷静な判断をお願いする

(3) 休日・祝日の参集及び県・市外への外出時における連絡体制

○ 課題について

- ・休日ということもあり、市外へ外出しているなどの理由により、すぐに参集することができなかった
- ・ロゴチャットや携帯電話などで安否確認や参集状況を確認したが時間を要した

【改善策(方向性)】

- ☐ 参集できない職員は自ら所属長に報告する体制が必要
- ☐ 平時から連絡手段が途絶えた場合や休日・祝日の所属長への連絡方法など事前に決めておく
- ☐ 所属長は、職員の参集が必要な場合、職員の状況把握に努め、部局長に状況を報告する

3 各部局の災害対応

震度5強の地震を受け、全職員は各所属又は指定避難所に参集し、各部局、各課の災害対応に基づき対応する。

具体的には、所管する施設の安全点検や道路、住宅の損壊状況の把握、所管する福祉施設への情報提供や民生委員などの地域の方々への注意喚起などを行いながら被害状況の把握に努めた。

また、市役所に避難してきた方への対応にも追われた。

地震の影響や休日ということもあり、参集する職員に限りがあり、迅速な対応、細かな状況把握ができないケースもあり、この地震を踏まえ、最低限の初動対応を遂行するためにも、日頃から緊急連絡体制の確認やマニュアル・操作要領の再点検が必要と思われる。

(1) 各部局における事務分掌の周知・徹底

○ 課題について

- ・地震などの突発的な災害が発生した場合でも、迅速に被害状況等を把握する必要がある

【改善策(方向性)】

- ☐ 今回の地震を踏まえ、突発的な災害が発生した場合の対応について、地域防災計画を参考に平時から考えておく

(2) 所管施設等の被害状況の調査

○ 課題について

- ・休日などで施設管理者と連絡がとれないことがあり、被害状況の把握の遅れが生じる
- ・バスの運行に関する事など、速やかな情報収集と情報発信が求められる
- ・被害箇所が同時多発的に多く発生し、市民からの問合せも殺到した中で、限られた職員で対応した結果、瞬時に現地へ向かうことができず、市民の要望に応えることができなかった
- ・避難所に参集している職員や都合により参集できない職員がいたため、所管する施設の被害状況の把握に時間を要した
- ・課参集職員が、被災や市外への外出等で参集できない場合、部内連携での対応が必要では

【改善策(方向性)】

- ☐ 平時から、施設管理者と連絡体制(連絡網)について協議しておく
- ☐ より適切な対応に向けてバス会社とともに検討を行う
- ☐ 建設業協会以外の協定を結んでいない土木業等の同業者の協力を得られる体制を構築していく
- ☐ 所管する施設の被害状況の把握は迅速に行う必要があるが、施設管理者などと連携を深めながら優先度(人的被害など)を決めて対応していく
- ☐ 職員の必要人員が確保できない場合を想定し、協定や平時から連携している関係団体との支援体制を考えておく
- ☐ 関係機関との情報共有についてツールの整備、マニュアル化

(3) 長期化した場合の勤務体制

○ 課題について

- ・本部事務局職員(市長公室職員や各部局長)の連続勤務や避難所開設が長期化した場合など、職員の健康保持のために交代要員が必要

【改善策(方向性)】

- ☐ 閉鎖した避難所からの職員の応援も考慮する
- ☐ 会計年度任用職員や特定任期付任用職員の活用、各所属でのローテーション及び最低人員での対応について考えておく

(4) 二次災害防止

○ 課題について

- ・地震の揺れで、サーバーラックの転倒、システムへの影響はなかったがサーバーラックが数十センチ移動し、キャスター付きのラックのずれや棚からの落下物も見られた。
- ・管理施設の点検時において、物の落下の可能性や破損物等による危険な場所もあったので、十分な安全確認が必要である

【改善策(方向性)】

- ☐ サーバーラックの転倒防止策やシステムへの影響も考慮し、クラウド環境への移行も検討する
- ☐ 被災者支援システムのセットアップ作業など、災害に備えた対応作業について定期的な訓練の実施は必要である
- ☐ 普段からキャスターのロック、ラックや棚などの転倒防止対策を行う
- ☐ 二次災害防止の観点から点検時は適切な装備(ヘルメット、手袋など)にて2人1組で行動する

4 避難所の開設・運営・情報共有

震度5強の地震直後に全避難所の開設準備を開始し、準備が完了した避難所から順次開設を行った。発災後、加賀に津波警報が発表され、地震の揺れによる恐怖と報道機関からの避難行動の呼びかけを受け、山間地や高台にある団地などへ一斉に車で避難し、市内の幹線道路が一時渋滞した。避難所の開設については、施設管理者や避難所職員が到着する前に、すでに避難者が屋外に避難して解錠を待っている状況もあり、避難所の早期解錠が課題となった。また、避難所を開設したが避難者がいないケースもあり、避難状況を見極めながら、隣接する避難所に集約を行った。避難所は最大で82箇所開設し、1,923人が避難した。1月ということから、体育館などの寒さ対策が急務となったが、施設管理者との協議の上、ストーブの設置や要配慮者を優先に暖房設備のある教室へ移動するなどの措置を行って頂いた。

避難者については、市民以外に小松駅や小松空港ターミナルビルに観光客や帰省客などが避難している状況もあり、その対応方法も想定に入れる必要がある。物資搬送については、物資搬送班が各避難所に必要な物資を搬送している。物資搬送班と災害対策本部が連携し、情報共有しながら効率性を高めることが重要と感じた。避難所は、1月1日16時54分に開設指示、1月2日8時00分に指定避難所を閉鎖し、自主避難所に切り替え、1月8日17時00分で自主避難所を閉鎖した。

(1) 避難所の早期開設に向けた対策

- 課題について
 - ・地震による被害や休日による市外等への外出が重なり、避難所によっては、施設管理者の到達が遅れ解錠に時間を要した
 - ・避難所の解錠の遅れにより、一時的に避難者を待たせることになった
 - ・今回津波警報も発表されたことから、避難所の早期開設に向けた検討が必要である

【改善策(方向性)】

- ☐ 突発的な地震で施設管理者の到達が遅れた場合、地域の方でも解錠できるよう小・中学校体育館及び地区体育館にデジタルキーボックスを設置した
- ※R6.5月末設置完了 6月試行期間 7月1日より運用開始 46箇所
- ☐ 今後は上記施設以外の避難所についても施設管理者との調整の上、設置の検討が必要である

(2) 避難所運営協議会(校下・地区ごと)や防災士など避難所運営に係る地域との連携

- 課題について
 - ・今回の能登半島地震を経験し、避難所職員と施設管理者のみでは、避難所の開設や長期化する避難所運営には限界があり、地域の方、防災士、避難者の協力が必要

【改善策(方向性)】

- 令和3年に校下・地区で結成される避難所運営協議会の設置が100%となった
今年度、地域の方でも避難所を解錠できるようデジタルキーボックスの設置も行った
令和4年8月の大雨、令和6年能登半島地震を経験し、市民の防災意識は高まっている
以上のことから、校下町内会連合会、自主防災組織連絡協議会、小松防災士の会、各町内会長などに避難所運営の支援をお願いし、避難所開設訓練なども併せて呼びかけていく
- 施設管理者と避難所職員、地域の方との顔の見える関係を構築していく

(3) 垂直避難や備蓄品の準備など体育館以外の区域(校舎内)への解錠方法

- 課題について
 - ・避難所セット等の備品が学校の備品庫に保管されているため、学校関係者と合流できなければ災害用の毛布や水など何も準備できなかった
 - ・大雨災害などにより、避難所の1階部分が浸水する可能性がある場合は、垂直避難する必要があるが、校舎側の鍵が施錠されている場合は避難ができない状況である

【改善策(方向性)】

- 現在、避難所開設セットや備蓄品などは校舎側に保管している施設が多くあり、状況によっては、垂直避難や要配慮者の居住スペースの確保など、様々な用途に校舎側を使用することが想定される
- 地域で解錠した場合は、円滑な避難所の開設・運営するためには、避難所開設セットや備蓄品の準備は地域の方で行うこととなる
- 校舎側の解錠方法、保管場所については、施設側の意見も踏まえながら調整していく

(4) 避難所の集約及び閉鎖の考え方

- 課題について
 - ・今回避難者も少なく、中学校体育館と地区体育館は比較的近いことから、中学校に避難所を集約することになった
 - ・避難所の集約については、避難所職員で判断可能となるよう指針などの整備をしたほうがよいのでは
 - ・避難所の開設について、全て避難所を開設するのではなく、学校体育館と地区体育館が近い場合は主要箇所のみを開設してはどうか

【改善策(方向性)】

- 今回の地震では、避難者がいない施設も多くあったため、避難所職員と連絡を取り合いながら避難所を集約した
- 長期化の対応や避難所を効率よく運営するためには、避難所の集約も一つの方法である
- 避難所の集約については住民への周知が必要であり、トラブル回避を含めて、災害対策本部と協議の上、決定する
- 突発的な地震により、被害状況が不明の中で避難所を限定することは難しいが、次期地域防災計画の改訂時に県の地震被害想定の見直しを踏まえ、全体的な避難所開設について考えていく

(5) 避難所職員の安全管理

○ 課題について

- ・避難所の配置人員として女性一人では物を運ぶ力が足りず、防犯の面からも複数人配置してほしい

【改善策(方向性)】

- ☐ 女性職員の不安を解消できるよう、特に夜間の一人体制の見直しや職員の聞取りなどを行い不安解消に向けて取り組んでいく
- ☐ 備蓄品の移動や搬入など、一人で無理がある場合は、地域の方に協力を呼び掛け対応して頂きたい

(6) 備品の整理及び取り扱い

○ 課題について

- ・赤ちゃん用のオムツ、粉ミルクなどの備蓄依頼があった
- ・体育館など避難所における暖房設備等の設置が必要
- ・備蓄品である投光器や発電機を使用することができなかった
- ・避難者カードの個人情報の使用目的がわからないと記入を断られ、避難者カードを全員が見られる場所に貼り付けてあった

【改善策(方向性)】

- ☐ 今後においては、女性の視点を取り入れ、備蓄品の購入を選択していく
- ☐ 今回、寒さ対策として、施設管理者の協力により、校舎内の暖房設備が整備されている教室などに要配慮者を移動する、ストーブを準備していただくなどの対応をして頂いたことから、今後も引き続き協力をお願いしていく
- ☐ 冷暖房設備については、災害関連死を防ぐためにも必要であり、建て替え時や補助金の要望も含めて考えていく
- ☐ 避難所職員の説明会に備蓄品の取り扱い訓練を取り入れていく
- ☐ 避難者カードは主に安否不明者の公表などに使用していることなど目的を説明の上、個人情報保護の観点からも取り扱いの周知・徹底を行っていく

(7) 外国籍の方の情報収集及び伝達方法の確立

○ 課題について

- ・外国人籍の避難者への避難所閉鎖に向けた案内など、避難所職員では限界があり、避難所利用方法の周知や聞取りなど、多言語によるコミュニケーションが必要

【改善策(方向性)】

- ☐ 関係機関や関係部局と連携しながら対応策について検討していく

(8) 女性や性的少数者への配慮

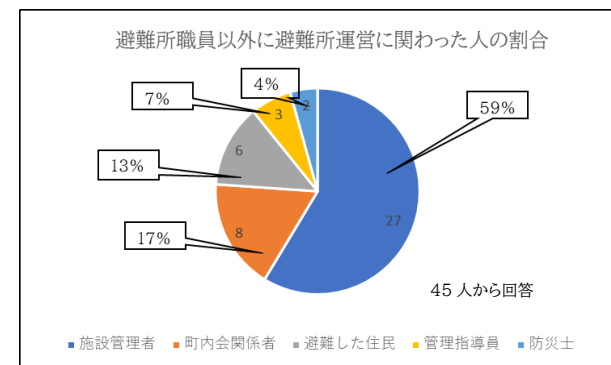
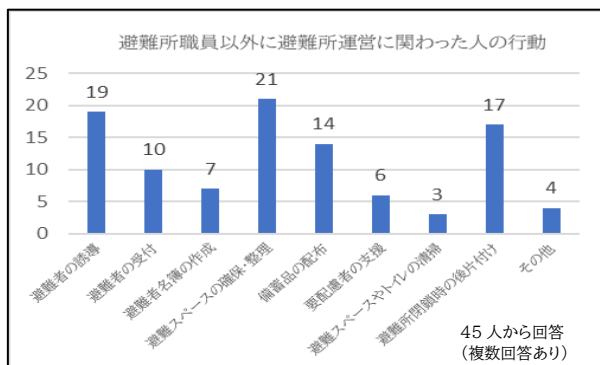
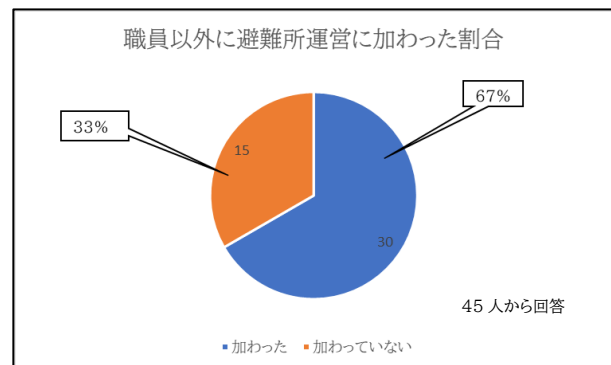
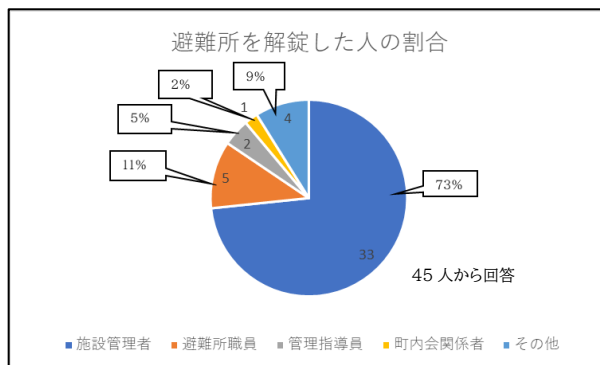
○ 課題について

- ・実際の避難所運営の中で、どこまで配慮した対応ができるかわからない

【改善策(方向性)】

□女性視点での避難所運営, 性的少数者への配慮も取り入れながら, 具体的な対応について, 専門的知識を持った防災士などの知見を取り入れながら検討していく

○ 避難所職員から聴取した避難所運営に係るアンケート結果



5 被災者支援

小松市民に対する被災者支援は、罹災証明書及び被災届出証明申請受付、住宅の応急修理等の相談受付が1月3日から開始され、被災証明書(農林漁業者及び被災事業所対象)、災害廃棄物の受入れ、小松市災害義援金の受付(市内8箇所:市役所)が1月4日から開始された。特に罹災証明書の申請においては、市庁舎のエントランスホールに申請者が集中し、受付までの目安時間を設定し、整理券の配布を行い、混雑解消を図った。また、「令和6年能登半島地震による被災者支援制度一覧(初版)」を2月1日に公表し、市ホームページ、公式 LINE、こまつ防災アプリで周知した。

○ 被災者支援制度一覧(第六版)※一部抜粋(9月30日時点)

(1) 個人の方

	No.	国	県	市	支援制度	被災証明区分	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	申請期限
生活・住まい	1	○			住宅の緊急修理(ブルーシート等)	被災写真をもとに建築住宅課が判断							R6.3.31
	2	○			住宅の応急修理		○	○	○	○	○		R7.12.31
	3	○			応急仮設住宅(賃貸型)		○	○	○	○			当面の間
	4		○		応急仮設住宅(市営住宅)	能登半島地震にともない罹災証明書が発行された方							当面の間
	5	○			学用品の支給		○	○	○	○			当面の間
	6	○			入浴支援	罹災証明若しくは申請書をお持ちの方							当面の間
	7	○			生活家電購入支援	災害救助法に基づく応急住宅入居者							R7.3.31
	8	○			生活必需品の給与等		○	○	○	○			※4
	9		○		被災宅地等復旧支援	被災した宅地の所有者、管理者又は占有者							当面の間
	10	○	○		被災住宅の耐震化支援 ※3		○	○	○	○	○	○	当面の間
生活再建	11	○			被災者生活再建支援制度(基礎支援金)		○	○	※2				—
	12	○	○		被災者生活再建支援制度(加算支援金)		○	○	○	○			—
	13			○	被災者生活再建支援制度(小松市見舞金)						○		R6.8.30 (期限延長あり)
	14			○	災害援護資金貸付制度		○	○	○	○			当面の間
	15			○	被災家屋の解体・撤去(公費解体)		○	○	○	○			R6.12.27
	16			○	被災家屋の解体・撤去(費用償還)		○	○	○	○			R6.9.30
市税	17			○	国民健康保険料の減免		○	○	○	○			当面の間
	18			○	介護保険料の減免		○	○	○	○			当面の間
保険料	19			○	後期高齢者医療保険料の減免		○	○	○	○			当面の間
	20			○	小松市立高校の入学学力検査手数料の免除	令和6年能登半島地震発生時に石川県内に住所を有していた生徒							—
学校関係	21			○	小松市立高校の入学金の免除	令和6年能登半島地震により居住する家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた生徒							予備入学時
	22			○	小松市立高校の授業料の免除	(1)、(2)のいずれかを満たす方 ①保護者等が災害により国税又は県税の減免を受けた世帯 ②家屋の全壊又は半壊の被害を受けた世帯で前年の所得金額が1千万円以下の世帯							当面の間
利用料	23			○	介護サービス利用料の免除		○	○	○	○			R6.9.30
年金	24	○			国民年金の免除	地震で被災し国民年金保険料の納付が困難な方 (住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方)							—
医療	25		○		【国保・後期共通】医療機関における一部負担金の免除		○	○	○	○			R6.9.30

(2) 事業所の方

	No.	県	市	支援制度	対象者	申請期限
事業再建	26		○	小松市なりわい再建支援補助金	市内に事業所を有し、被災した中小企業・小規模事業者等で、県のなりわい再建支援補助金の確定通知を受けたもの	当面の間
	27		○	小松市小規模事業者持続化補助金	市内に事業所を有し、被災した小規模事業者で、国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けたもの	当面の間

※1 被害の状況に応じて利用できる場合があります。

※2 半壊以上の罹災証明を受け、あるいは敷地に被害が生じた場合で倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となるなどこれらに準ずるやむを得ない事由により解体した場合は対象となります。

※3 工事においては、認定された方で、尚且つ耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅等

※4 災害救助法の救助の期間中

(1) 介護保険料・利用料の減免

○ 課題について

・減免に限らず、国・県から送られる情報が多岐にわたり、震災から1ヶ月程は大量に送付(県・国の部署からの同じ情報も含む)されたが長文で読み解くのに時間を要するものが多かった

・被災区分が保険料と利用料で異なり、利用料は区分判断が曖昧なものも多く、県内で統一した要綱が必要である

・1/1 付けで費用負担なく介護サービス利用ができる周知ポスター等が国から送付されたが、国・県から詳細が示されず担当課・事業所は混乱した

【改善策(方向性)】

- 県・国からの同じ情報に、簡潔な概要も併せて送付をお願いしていく
(ロゴ AI アシスタントで要約していたが、それでも時間を要した)
- 避難者の介護認定情報・罹災区分を自治体間で共有できると、減免関係対応も時間短縮できる

(2) 被災者の生活再建に向けた各種支援制度等及び義援金の集金, 配分等

○ 課題について

- ・災害に関する総合的な窓口が明確でなかったため、多くの場合ふれあい福祉課窓口へ問合せが集中、福祉相談等での来庁者の待ち時間が増大した
- ・相談内容が専門的で、対応できる職員が限られているため、特定職員の事務作業量、相談等の対応時間などの負担が増加した
- ・義援金集金と配分業務を同時に遂行する必要がある、業務の流れが煩雑かつ時間を要する
- ・小松市配分委員会からの情報提供から配分に至るまでのスケジュールがタイトであり、部局間での十分な事前調整が必要である

【改善策(方向性)】

- 災害に関する総合窓口を明確にし、専従職員の配置検討が必要(今回の広域避難者対応チームの在り方を参考に、市被災者支援業務の在り方を再検討)
- 部内あるいは全庁で業務を平準化できる体制が必要
- 県及び市の義援金配分について、集金及び支給を行う担当課との事前の情報共有、事前協議が必要
- 被災者の早期支援のため、可能な限り迅速な配分ができる体制を構築(人員の確保、登録された口座情報、システムの活用など)

(3) 罹災証明交付申請・現地調査・罹災証明書発行

○ 課題について

- ・発災当初、避難所運営業務と罹災証明関連業務が重複したため、税務課職員については、罹災証明業務に専念できるように避難所担当職員間で調整した
- ・整理券を配布する職員を複数配置したが、問合せ対応に追われた
- ・一次調査は住家被害認定士 1 名＋補助職員 1 名の 2 名/班、二次調査は住家被害認定士 2 名＋補助職員 1 名の 3 名/班の編成とし、現地調査は 6 班体制で開始、1 月末からは 3 班体制で対応、これからは、住家被害認定士の継続的な人材育成が必要である

※申請受付対応：申請受付研修の実施⇒申請受付開始(窓口・電子申請・マイナポータル)⇒エントランスホールを待合場所とし、整理券を配布⇒申請受付、同時に住宅応急修理制度等の支援制度を説明⇒現地調査用の家屋平面図、住宅地図を準備

【改善策(方向性)】

- ☐大規模災害時の場合は、罹災証明関連業務の他、各種災害対応業務により、市全体として対応していくことが必要であり、標準化できるよう職員の育成や経験者の配置など臨機応変な対応が必要である
- ☐自動受付機を配置することで順番に自動音声で案内できるように、また、受付まであと何人かスマートフォンで確認できる受付システムを導入できれば、職員は問合せ対応に集中できる
- ☐業務継続計画において、大規模災害が発生した場合は、罹災証明関係業務を最優先事項として位置づけるとともに、全庁的な住家被害認定士の職員育成を継続する

(4) 条例に基づいた保険税(料)の減免

- 課題について
 - ・市被災者の国保・後期の該当者の減免申請、市外被保険者の国保・介護・後期の減免申請の受付に関する対象者抽出について、罹災データ・保険資格・収納情報を合わせてマッチングをかけることが必要である

【改善策(方向性)】

- ☐罹災証明書発行データが世帯単位で出力されるので、個人ごとのデータに変換できるようエクセル関数を構築した
- ☐資格情報等についても各システム EUC から出力したが、今後システム更新(標準準拠等)があった際には再度構築が必要である

(5) 義援金の配分委員会の設置及び義援金の受付

- 課題について
 - ・義援金の配分委員会は、1次配分委員会2月15日、2次配分委員会4月15日に石川県の配分委員会後速やかに開催した
 - ・地震の場合、被害者数、被害状況等の確定に時間がかかり、また、法人等により、半年以降も大口の義援金の申し出がある
 - ・当初募金箱だけで対応していたが、高額な義援金のお客様が不安に感じられた

【改善策(方向性)】

- ☐2次(最終)配分の時期・規模について、半年以降に配分委員会を開催した方が良い(災害関連死、罹災認定の再調査による被害認定区分の重度化などの要素も加味した上で、配分額が決定できる)
- ☐高額な義援金の受付について、今回ふれあい福祉課に連絡し、封筒で預かる方法も取ったが、高額な義援金の受付について検討しておく

(6) 各課から提供される情報, 制度説明, 申請書の多言語化

○ 課題について

- ・市役所に相談に訪れた方及び電話での相談から把握できた必要書類の翻訳(情報の発信元の課に翻訳を提案)について, 相談が来てからの対応となるため, 情報の提供が遅れ, 通訳の漏れや問い合わせが増加する
- ・制度説明及び申請書の受付時に事前記入いただく書類も含め, 地域振興課より提案し翻訳を行い, 対応の手順等についても地域振興課で検討, 担当課に伝達したが担当者から全体へ周知できていなかった

【改善策(方向性)】

- ☐各課で掲出する情報の翻訳の可否を各課で予め検討するか, 地域振興課と協議する
- ☐県又は国で統一の様式を使う
- ☐災害時や通常の窓口業務も, 外国籍の住民による来訪があることを念頭に, 予め各課でシミュレーションし, 必要な翻訳等を揃える
- ☐多様な来訪者への対応について知識を深める研修を行う

(7) 保育料の減免

○ 課題について

- ・今回, 保育料減免要綱の見直しを行い, 罹災証明の発行情報を基に減免対象者を抽出し, こども園を通じて該当する保護者へ提出依頼を行った
- ・減免対象者の確定について, 再調査で罹災区分が変わることがあるため, 震災から2か月後に対象者を確定し案内したため, 時間を要した

【改善策(方向性)】

- ☐必要であれば, 事前にこども園等へ減免申請の依頼のスケジュール感を伝え, 対象となる可能性のある世帯へ速やかに周知する

(8) 緊急修理, 応急修理, みなし仮設住宅, 緊急避難のための市営住宅利用受入れ, 生活家電の給与などの相談・受付

○ 課題について

- ・県委任事務のため, 県との対象条件, 対象工事等の基準確認に多大な労力・時間を要す
- ・応急修理は罹災証明(準半壊以上)の判定が条件であり, 罹災証明の発行遅れによる早期の制度利用が困難である
- ・市外からの避難者へのみなし仮設住宅の周知, 相談, 受付業務が困難であった
- ・市営住宅へ受入れ入居要請があるが, 受入れ住宅の清掃, 修繕等の準備が困難であった
- ・制度がみなし仮設の相談・受付時より遅れて開始されたため, 早期のみなし仮設利用者が利用できなかった可能性がある

【改善策(方向性)】

- ☐過去の被災経験を活かし、相談・受付開始時には詳細な基準等について明確なものを国、県が定めておく必要がある
- ☐みなし仮設事務手続きの簡略化、受付同時期での制度開始が必要
- ☐災害時緊急受入れを想定し、平時より受入れ住戸の確保に努める

(9) 被災者支援制度一覧の作成

○ 課題について

- ・災害救助法(1月1日適用)、被災者生活再建支援法(1月6日)等の適用を受け、各種支援制度を取りまとめ、危機管理課で被災者支援制度一覧(初版:2月1日)を作成した
- ・この制度は、被災した市民の生活や住まい、健康などの被害軽減に役立つため、早期に取りまとめ、小松市のホームページ上に掲示する必要があるが、取りまとめや作成に時間を要す

【改善策(方向性)】

- ☐支援制度が国、県からの通知により決定されたものや市独自の支援について、各課で新規作成や更新等の修正がその都度行えるような仕組みを事前から準備していくことが必要である
- 例えば、ホームページ上でフォーマットを準備しておき、そのページで各課が時点修正できるようなくみづくりなど、様々な方法を検討していく

(10) 災害廃棄物(片付けごみ)の処理

○ 課題について

- ・市内の発生量の見込みと効率的な廃棄物処理の観点から、大規模な仮置場を設置せず、エコロジーパークこまつ内に仮置場を設置した
- ・結果的には妥当な判断で、大きなトラブルなく処理が進んでいるが、被害の状況により仮置場が必要な場合、面積を算出するのが容易ではない

【改善策(方向性)】

- ☐災害廃棄物等処理計画の改訂を通じた災害ごみの推計及び仮置場必要面積の算定等の精度向上

(11) 公費解体業務の対応

○ 課題について

- ・県との調整を踏まえ、受付等を3月中に開始、小松市では初めての対応だったため、基準額の決定や要綱整備等に相当の期間を要した

【改善策(方向性)】

- ☐今回の手続き等をデータとして保存するとともに、要綱や必要書類等のテンプレートを作成しておくことで、次回以降スムーズに受付を開始できるように準備する

(12) 被災者への物資等の給与

○ 課題について

- ・被災者のニーズとのギャップについて、初動時と長期化した後では需要が異なる
例えば、1～2日であれば大人のオムツだけでも良いが、長期化する場合は尿取りパットがあるとよい

【改善策(方向性)】

- ☐ 今回の経験を参考に、災害時における備蓄品の給与について初動時と中長期に分けて準備をする
- ☐ 次期地域防災計画の改訂時に備蓄計画を定め検討していく

6 応急復旧

地震発生後、道路、上下水道など管路点検パトロール、バキュームによる清掃(1月3日～)、仮設ポンプ4箇所(1月6日～)、TVカメラ調査(1月2日～)、路上仮舗装(町道1月15日～)を開始している。

道路状況は、陥没などが多発しており、道路の陥没や沈下などにより、1月1日から市道井口線、1月3日から市道土居原下牧町線を通行止めとしている。

各所属においては、所管する施設の点検を実施し、幸い休日ということもあり、人的被害は免れているものの、施設の点検や施設の被害報告に時間を要しており、全体把握にも時間を要した。

建物内の本、ベット、棚などの収容物が地震の揺れで倒れたり、ずれたりしており、転倒防止対策などの課題もあった。

(1) 上下水道管路の応急復旧

○ 課題について

- ・発災後、管路パトロール班による点検、TV カメラによる調査(1月2日～)バキュームによる清掃(1月3日～)、仮設ポンプ設置(1月6日～:4箇所)、路上仮舗装(町道:1月15日～)を行った
下水の滞水等に伴う応急対応について、地元町内会との調整、仮設ポンプ等の工事資材の調達、工事の段取り等の調整がマンパワー不足により、どうしても箇所毎となり仮復旧までに時間(1週間～2週間以上)を要した
- ・仮設ポンプの設置については、仮設資材(ポンプ・発電機・ホース等)を保有していないので即座に対応することができなかった
- ・路上の陥没等については、市内全域(国道・県道・市道・町道等)において同時多発していることから、町道仮舗装に時間を要し市民の要望に応えることができなかった

【改善策(方向性)】

- ☐ 大規模災害に対応できる技術職員の増員と人材の育成及び官民連携を図る
- ☐ 民間業者との連携を含め、必要な仮設資材を確保する

(2) 被害状況の把握及び復旧

○ 課題について

- ・発災後、学校施設の被害状況の取りまとめ、現地確認、復旧工事等発注、災害復旧事業申請を行ったが、災害復旧事業の申請に時間を要し、学校からの被害報告が五月雨式に続いたため、確認や発注に時間を要した
- ・農業関係の被害状況の把握を地元、関係機関と連携しながら行った。今回の地震については農閑期であったため、農業用施設に対する被害状況把握に時間を要した
- ・被害にあった道路について、被災箇所を(社)小松能美建設業協会に連絡し、応急復旧を依頼、緊急性があるものは小松市の直営班で対応したが、被災箇所が多いため、応急復旧までに時間がかかる箇所もあった

【改善策(方向性)】

- ☐ 学校からの報告について報告期限順守を徹底させる(余震による後発の被害報告については仕方ないが)
- ☐ 平時から関係機関と連携し、農業用施設の点検について、周知する必要がある
- ☐ 道路復旧の優先順位をつけて順番に施工する。日頃より、緊急時に対応可能な工事業者を確保し、連絡体制を整えておく

7 広域避難者の受入れ及び対応

広域避難者の受入れについては、本市は発災着後に受入れの意志を表明し、土砂災害などの孤立集落の住民を受入れする。広域避難者の受入れは1月4日から開始し、1月8日までの間で、輪島市や珠洲市から消防防災ヘリや自衛隊の大型ヘリで直接輸送された方を85世帯、200 人を受入れ、健康チェック、生活必需品の給与、避難者カードの記入などを行い、粟津温泉を二次避難所として開設し、対応を行った。その後、市長公室に「広域避難者対応チーム」を1月10日に発足(7名体制)、粟津町会館にサポートデスクを1月12日設置し、必要な支援を行った。更には、健康の増悪を防ぐため、健康相談やスポーツ教室、健康体操などを実施し、健康面での対策も行った。

一方で、発災から間もないこともあり、県から広域避難者の情報が乏しい中での受入れ、高齢者の割合が高い状況、介護や支援が必要な方が多く見受けられ、介助や避難の対応に苦慮している。加えて、受入れ側の粟津温泉での調整も必要であり、災害救助法適用に伴う詳細な救助費(宿泊費)などの把握や部屋割り、食事などの提供に工夫を行った。

また、着の身着のまま避難していることから、個別に注文をとり、生活必需品を配布するとともに、こまつドームなどで支援物資の配布を行った。

このような経験は初めてであり、地域防災計画にも記載がないことや準備が乏しい中での対応ではあったが、令和4年8月の大雨での経験を活かし、職員一丸となって対応できた。

これから、災害関連死を防ぐためにも、長期化した場合の避難生活、南海トラフ・首都直下型地震が発生した場合の広域避難者の受入れも考えられることから、この経験を活かし、本市における災害対応を考えていきたい。

(1) 広域避難者(被災地から直接避難された方)の受入れ場所の確保

○ 課題について

- ・主に1月4日～8日にかけて、能登半島地震で孤立した避難者を85世帯、200人を粟津温泉へ受入れ、旅行会社と協力を得ながら、旅館の空き状況の把握や部屋割りなどを行った
- ・自然災害で広域避難者を受入れることは初めての経験でもあり、避難者名簿が曖昧な中、介護が必要な方、ペットと同行してきた避難者などの受入れを行った
- ・南海トラフなどの災害も危惧される中で、類似した受入れに対して準備しておくことが必要では

【改善策(方向性)】

- ☐ いつ起こるかわからない、突発的な災害による広域避難者の受入れについて、今回の経験を活かし、円滑な受入れについてシミュレーションをしておく
- ☐ 今回、部局長を中心に受入れの対応をしたが、交代要員も考慮し、対策本部の指示の下、管理職が対応できるような体制が必要である

(2) 広域避難者の健康管理や医療機関への受診調整

- 課題について
 - ・(医療情報の把握)
 - 初期の頃、保険証や処方薬の情報が分からず対応に苦慮した
 - ・(情報収集)
 - 小松市民でないため、基本情報が全くなく、対応人数も多かった為、既存の記録表では、不都合があり何度か作り替えており、収集した情報について、居住自治体や移動先に引継ぐ同意を得ておく必要があった
 - ・(情報共有:市内、県、居住自治体他)
 - 二次避難所への出入りや二次避難所の移動などの把握、情報共有ができなかった
 - ・個人情報保護の観点から支援状況等の情報共有について、県や居住自治体との情報共有がスムーズに行えなかった
 - ・情報のクラウド管理ができず一元化されていなかったことで、タイムリーな把握や情報提供が不可

【改善策(方向性)】

- ☐ (医療の早期対応)
 - 災害発生時の医療保険、処方箋の取り扱いに関する国の制度を整理しておき、医師会・薬剤師会と迅速に連携する
- ☐ (市民の意識づけ)
 - 携帯に保険証と薬の情報を画像データとして保存しておく
- ☐ (情報シート・記録表)
 - 最終的に使用した記録表を基に、随時修正できるように準備しておく
 - 収集した情報の扱い(必要機関への情報提供・共有)について本人の同意を得ておく
- ☐ (情報共有)
 - 広域での情報共有ツールの整備及び情報の一元化 (県単位)
 - 県下統一で個別の識別コードを割り振るなど個人を特定できるような工夫を行う

(3) 要支援者のケースの検討, 支援

○ 課題について

- ・混乱の中で仕方ない部分もあるが, 県の方針が二転三転し, 担当課が明確でなく, 小松市民でないことも加わり責任の所在が曖昧になり, 支援の中で戸惑った
- ・要支援者が他市に転居する際, 情報の引継ぎを徹底できなかった

【改善策(方向性)】

- ☐ 戸惑うことも多かったが, 庁舎内では, ケースの概要に, 的確に担当課を振分け対応できたことが良かった
- ☐ 普段からの保健師の資質の向上や各方面とのつながり, 連携が必要である

(4) 介護サービスの提供

○ 課題について

- ・介護サービスの提供に必要な要介護度等の情報を, 国保連や能登地方の保険者市町に電話で確認したことが国保連や保険者の業務をひっ迫させた
- ・介護を要する避難者の受入れ施設の調整に労力を要した
- ・二次避難所の栗津温泉に近い介護事業所(南部地区)に負担が集中した
- ・ケアマネ事業所や介護事業所に対し通常の業務以上の負担があった
- ・サービス提供の運用方法についてノウハウが乏しく, 県(国)や他市町への確認に時間を要した
- ・受入れ施設での利用者負担や食費・宿泊費の負担の考え方が定まらず事業所での対応が混乱した
- ・認定申請件数が今回以上になると市民も含め認定事務が遅延する

【改善策(方向性)】

- ☐ 非常時の個人情報の取得方法について検討が必要である
- ☐ 広域避難者に対する介護や福祉サービスの調整に関する手順等について整理が必要である
- ☐ 非常時の要介護者の受入れや支援に関して, 負担を平準化できるよう介護事業所との申し合せ等を検討しておく
- ☐ ケアマネ協会, 密着ケア連絡協議会等の各種団体との連携体制の構築
- ☐ 平時から県及び県内市町担当課との協力連携体制構築
- ☐ 介護施設をみなし福祉避難所として速やかに決定させる

(5) 生活必需品の需要把握及び調達

○ 課題について

- ・長期の二次避難者において、どう制度を運用すべきか分かりにくかった
- ・みなし住宅等で既に生活している場合の制度適用可否や必要最低限度の判断が困難(制度主旨を説明するも不満)であった
- ・罹災証明書の入手には時間を要し、被災者の生活必需品を必要とするタイミングと合わない
また、2次審査による損害程度変更もあり、罹災証明書によっては世帯人数が記載されておらず、口頭で確認
- ・対象者自体の把握ができなかったため、プッシュ型周知ができなかった

【改善策(方向性)】

- ☐ 制度の運用基準を国・県で整理(申請や支給の時期、数量の目安、Q&A など)
- ☐ 罹災証明書(国から統一様式は示されている)の項目の検討
- ☐ 協定締結時に配送業者との連携内容確認
- ☐ 震災業務の分担については、各課で想定される独自業務を考慮

(6) せせらぎの郷の受入れ

○ 課題について

- ・広域避難者の健康管理、介護等で長期入院した場合の医療のひっ迫を防ぐため、せせらぎの郷を開設したが、整備場所と整備内容の検討に一定の期間を要した
- ・ニーズの把握が困難(被災地からの避難動向(増加見通し)), 地元への帰還、宿泊施設における宿泊期限の延長、本人の心身状況や意向等、不確定要素が大きく、整備などの対応・判断が難しかった
- ・食事、特に糖質制限食等、特別食の提供可能時期により、施設入所のタイミングを調整する必要がある、即時性・柔軟性に欠けた
- ・入所者の通院等のための移動支援(公費負担)の制度設計に一定期間を要した

【改善策(方向性)】

- ☐ 今回の教訓を踏まえ、広域避難のケースも含め避難生活が長期化した場合に少しでも快適に過ごせる施設をあらかじめ想定しておく(居住空間や入浴、食事を提供できる施設を基本とする(せせらぎの郷、大杉みどりの里、市民センター(弁当対応)等))
- ☐ ニーズの把握は、不確定要素が多い中で 見切り発車せざるを得ない部分もある
- ☐ 食事提供による入所時期の調整は、今回は大きな支障はなかったが、今後は、弁当宅配業者(特別食対応あり)も含めた対応とする
- ☐ 移動支援は、今回ルール化できたので今後はこれを標準に運用を考えていく

(7) 広域避難者の受入れに係る基地、県との連絡調整

○ 課題について

- ・避難者の受入れの際には、正確な情報の共有、緊急時の連絡ルート、基地入門手続き、基地内の避難者待機所の設定の連絡方法を調整しておく

【改善策(方向性)】

- ☐災害時には、県・基地・市の空輸情報の連絡ルートの設定(直通)、空輸避難者に負担の無い一時待機室の設定、基地入門手続きの簡略化をお願いする

(8) 保育が必要な児童の対応

○ 課題について

- ・保育の必要な児童について、把握できる世帯と把握が難しい世帯があった(避難者の所在の把握が困難だった)
- ・自ら状況の発信や問合せを行い、保育サービスの利用を申し込む方がいる一方で、移動手段がない方や相談できずにいる方がいた
- ・相談を受けた際の対応について、受付担当間で対応に差異が生じないように記録を残したが、問合せが多く、記録が不十分となることもあった
- ・能登半島地震を受けて制度設計を行ったため、こども園等への連絡が遅れた。(震災発生後、1 ヶ月程度)

【改善策(方向性)】

- ☐HP 等で相談先やサービスの情報を発信し、移動手段がない家庭の低年齢児の園利用時の送迎サービス等の対応について整備する必要がある
- ☐聞き取り内容の標準化や相談票を整備したため、今後はそれに基づき対応する
- ☐制度設計が完了したため、今後同様の事案が発生した際は、国通知を受け速やかに制度の周知を行う

(9) 避難してきた妊婦、乳幼児の対応

○ 課題について

- ・今回の能登地震での避難者の中で、妊婦や乳幼児の割合が少なかったため、状況確認や必要な支援をスムーズに行えたが、避難者が多くなった場合に健康管理や医療機関への受診調整等の対応に遅れが生じる可能性がある

【改善策(方向性)】

- ☐妊婦・乳幼児それぞれに対して確認すべきことをまとめた健康状態確認票の作成とすこやかセンターによる情報管理の迅速化を行う

(10) 広域避難児童生徒の受入れ及び支援

○ 課題について

- ・在籍地の市教育委員会との連絡
- ・転入・区域外就学・事実上の就学の保護者への説明や周知
- ・県のコールセンター経由で旅館等宿泊施設に来た避難者は登録され、それ以外は登録されていなく、全ての広域避難者が被災者支援システムへの登録が出来ていないため、他部署との情報共有が希薄

【改善策(方向性)】

- ☐ 在籍地市教育委員会との確認事項のマニュアル化(名簿化)が必要である
- ☐ 被災者支援システム運用の確立, 操作研修の実施
- ☐ 市町間の情報共有は現在, 県主導で「広域被災者データベース・システム」の構築を検討中である

(11) 受援(派遣チーム)の受入れ及び調整

○ 課題について

- ・二次避難が長期化し, 要支援者への介入が頻回になったこと, 当初支援不要と判断した人への健康状態の再確認が必要であったため, 受援を依頼し, 南加賀保健福祉センターでミーティングを行い大阪市からの受援を受けた
- ・部屋の確保やパソコン・プリンター等の準備をスムーズに行う必要があった
- ・車の手配, 連絡体制(特に休日)が難しい
- ・二次避難所の協力体制に温度差あり(個人情報保護や他の宿泊者への影響など)
- ・広域避難者への支援計画を明確に立てないと派遣チームへの依頼がスムーズに行えない

※受援の活動範囲 1/27～2/6 小松総合体育館の1.5次避難所を拠点に二次避難所の巡回

2/7～2/29 南加賀保健福祉センターを拠点として活動

3/1～ 小松市役所を拠点として活動(大阪市のみ)

【改善策(方向性)】

- ☐ 災害の規模や被災者のニーズに応じて, 円滑に他の地方公共団体及び防災関係期間から応援を受けることができるよう, 受援先の指定, 受援に関する連絡, 要請の手順, 災害対策本部の役割, 連絡調整体制, 応援職員の活動拠点, 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整え, 関係期間との情報共有に努めなければならない
- ☐ 国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて, 情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努め, 特に, 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や, 応援職員等の執務スペースの確保を行う
- ☐ 以上の業務を効率良く運用できるよう受援計画を確立していく必要がある

(12) 被災者支援システムへの登録

○ 課題について

- ・親族・知人等へ避難してきた被災者については把握しきれていない
- また, 被災者支援システムの運用方法が固まっていない中での発災だったため, 各課で対応した被災者の情報がシステムに登録されていなかった

【改善策(方向性)】

□これからの災害に対応できるよう被災者支援システムの活用方法や運用方法など整理し、災害時には、庁内で有効に活用し、標準化できるよう準備をしておく

8 その他

(1) 避難所への計画的かつ効率的な物資配送

○ 課題について

- ・指定避難所以外の駅、空港などの民間企業の大量の物資配送について、情報収集を十分に行い、優先すべきところは当初の計画どおりにするべきである

【改善策(方向性)】

□駅、空港などの民間企業の物資配送については、当該施設設備状況や避難者数などの情報収集を十分に行い、観光客などの物資支援について事前に検討していくことが必要である

(2) 市民からの被災地(能登)への支援物資の受入れ

○ 課題について

- ・品目や実施時期、配送方法等が被災地のニーズや県の方針に沿っていたか
※後から仕分け方法を細かく指示され何度かやり直した
※間もなく二次避難が始まり、物資配送、管理が錯綜混乱した
- ・保管拠点の確保(長期の可能性も想定)
- ・対象品目以外の物資や使用済み、汚れがあるものもあった(その場で返却→クレーム)
- ・電話による問い合わせの対応(対象品目以外の物資や時間外の受入れ、市外から郵便による支援物資の寄付等あり)

【改善策】

□被災地と県(調整役)との物資受け入れ方針、調整が決まってから、受付を開始する
□支援物資の受入れ場所を事前に定めておく(今回は一時的にこまつドーム集会場を確保)
□メディアや SNS で、対象品目以外は迅速な対応の妨げになることを周知する
□電話による問い合わせに対応できるよう記録簿を作成し共有、Q&A作成、計画外や突発的な業務については、必要に応じて全庁連携協力に対応必要

(3) 市役所へ避難してきた市民への対応

○ 課題について

- ・今回臨時避難場所を設置(エントランスホール、和室、会議室等)し、市庁舎に避難してこられた市民に対し毛布などを配布し、フロア毎に対応した
- ・各職員の自主判断で対応できたが、指示系統が明確であればよりスムーズに行動できたのではないかと
- ・ペットを連れた避難者が6階トイレ前におり、部屋が無かったので廊下中程へ誘導しようとしたが、遠慮していた

・各階の避難者から寒いという声が総務課に届いたため、各課待機の職員と協力して備蓄倉庫の毛布を配布したが、毛布の配布については、庁舎避難者の要望には応えられたが、市内各避難所にどれだけ必要かの確認ができていなかった(市役所以外の市内備蓄倉庫の不足分等)

【改善策(方向性)】

- ☐ フロアー毎にチーフを決め、ロゴチャット等で避難者の状況、対応職員数の把握等、情報共有を行う
- ☐ 市役所への避難を想定し、備蓄品の配布、指定避難所への移動のタイミング、対応方法をあらかじめ決めておく
- ☐ ペット同伴の避難者の居場所(自転車小屋など)について、あらかじめ検討しておく。
- ☐ 避難所・配送班以外の職員が備蓄品を扱うこととなったことを踏まえ、全庁で備蓄状況の共有・確認ができればよい
- ☐ 市職員の備蓄も含め、庁内備蓄に関することを担当課で決めて考えていく必要がある

(4) 庁内放送による職員への情報伝達及び提供

○ 課題について

・今回は閉庁中に発災したため庁内放送での情報伝達、共有はなかったが、開庁時に発災した場合の対応を確認しておく

【改善策(方向性)】

- ☐ 開庁中での発災では、利用者等に対して、災害情報等を伝える必要があることから、平時からその内容を考える

(5) 問い合わせの対応

○ 課題について

・普段電話等による窓口業務の対応は、会計年度任用職員が行っているが、休日は参集できないため事務職員10名で交代しながら対応した

・地震発生後2週間、宅内の漏水、濁水、下水道の不具合(トイレが流れない)が多発し、職員の不足により、交代ができず休みが取れなかった

【改善策(方向性)】

- ☐ 窓口業務の民間委託(コールセンターの委託など)も視野に考えていく

(6) 県施設(産業展示館)での物資の受入れ

○ 課題について

・市民から受付した支援物資を段ボールに梱包し県の物資拠点へ持ち込んだが、受け付けた支援物資の規格や梱包のサイズが異なるため、県の物資拠点での取り扱いに支障があるとして、難色を示された

【改善策(方向性)】

□物資の受付後の仕分けを詳細に行うとともに、同じ規格のダンボールを梱包に使用する

(7) 青年市長会等からの物資の受入れ

○ 課題について

- ・1月2日より、青年市長会等の自治体から支援物資の申出を受け、被災自治体へ必要な物資の提供を支援したが、被災自治体が必要とする物資が状況により変化し、内容や量でミスマッチとなる場合がある
- ・物資の保管場所の状況により受入れができない場合に、提供自治体の判断で物資を発送することがあり、調整に時間がかかるケースがあった

【改善策(方向性)】

□被災自治体及び提供自治体との綿密な連絡調整が必要

(8) 津波警報が発表された場合の避難方法の周知

○ 課題について

- ・今回初めて、津波警報が発表されたことを受け、市民の方の避難行動について再周知することが必要である
- ※令和6年5月に今回見直しを行った津波ハザードマップの全戸配布を行う

【改善策(方向性)】

- 5月に全戸配布した津波ハザードマップは、石川県が令和5年3月に公表した「津波災害警戒区域」を基に最大クラスの津波による浸水範囲、基準水位を示したものである
- 津波警報が発表された場合には、津波災害警戒区域にいる場合は、津波に対応している指定緊急避難場所や高台へ避難することを呼びかけていく
- 津波災害警戒区域外にいる場合でも必ずしも安全とはいえないことから、避難場所の確認、津波情報の確認、避難の必要性の判断をお願いしていく
- 津波の情報が発表された場合にあわてることなく冷静な行動が行えるよう、普段から家族や地域で話し合っていたきたい

第5章 今後に向けた防災対策

1 災害対応能力の強化

(1) 災害対策本部の体制強化

- ア 大規模化, 頻発化する自然災害から市民を守るため, 災害の実態把握, 状況判断, 決断, 命令・実行, 評価が行えるよう災害対策本部の対応能力の向上を図る。
- イ 消防, 警察, 市民などからの情報を効率的に集約し, 実態把握につなげられるよう防災対策室の機能を有効に活用するとともに, 的確な判断や命令・実行に移せるよう情報の一元化や最新システムの導入などを研究していく。
- ウ 大規模な災害に対応できるよう自衛隊, 警察, 石川県など関係機関との連携を継続していく。
- エ 災害時, 迅速に対応できるよう災害対策本部の設置, 運営等の訓練を定期的に行っていく。

(2) 通信機能の確保

通信インフラが途絶えた場合の連絡体制の確保として, 衛星通信の活用を検討していく。

(3) 職員の参集方法の徹底

今回の地震では, 1月1日ということもあり, 各所属における安否確認や連絡方法に曖昧な点があった。

また, 震度5強以上の参集方法や津波警報発表時における参集方法にも戸惑いがあった。災害時安全に迅速に参集できるよう職員の参集基準を再周知するとともに, 安否確認を含めた連絡体制について各所属で話し合っておく。

(4) 令和6年能登半島地震を踏まえた地域防災計画の改訂

令和6年の能登半島地震を踏まえ, 国の防災基本計画及び石川県地域防災計画の見直しに合わせて, 本市の地域防災計画の見直しを行う。

■ 防災基本計画 ⇒ 令和6年6月 一部修正



(修正内容) 令和6年能登半島地震等災害対応の教訓, 施策の進展等を踏まえた修正を行う

■ 石川県地域防災計画 ⇒ 令和7年度改訂予定



■ 小松市地域防災計画 ⇒ 令和7年度末改訂予定

2 避難所の充実・強化

(1) 早期避難所開設に向けた取り組み

令和6年能登半島地震では, 地震の影響と休日の発災ということもあり, 避難所職員や施設管理者の到着が遅れ, 避難所開設に時間がかかった避難所もあった。このことから, 地域の方でもいち早く避難所解錠できるよう小・中学校の体育館及び地区体育館など46箇所に施設の鍵が収納されたデジタルキーボックスを令和6年5月末で設置完了し, 一ヶ月間の試行期間及び説明期間を設け, 7月1日に運用を開始した。



(2) 災害の長期化に対応できるよう避難所運営の強化

令和6年能登半島地震では、土砂災害や住家被害、道路、上下水道などインフラの被害により、長期に渡る避難所生活を余儀なくされた。長期化する避難所生活を安全に過ごすためには、地域で避難所を運営していくことが安心につながり、加えて、女性の視点からの運営を行うことで、高齢者、介護、妊婦の方など要配慮者に配慮した避難所生活を行うことができる。令和3年に全校下・地区で設置されている避難所運営協議会と防災士、しみん救護員、消防団、民生委員など地域の方々が協力して運営を行える体制づくりを推進していく。

■ 8月29日(水)・小松市町内会連合会研修会の開催

- ・「避難所初期運営ツール(ファーストミッションボックス)を学ぶ研修会」
- ・参加者 小松市町内会連合会 校下理事、小松防災士の会

(3) 備蓄の充実

令和6年能登半島地震を教訓に、トイレなどの衛生面、プライバシー保護や感染症の観点からプライベートテントの設置、要配慮者の配慮として、段ボールベットや簡易トイレの設置など備蓄について検討が必要となってくる。県の地震の被害想定の見直しを反映し、市の備蓄だけではなく、民間の流通備蓄、県の備蓄、国のプッシュ型支援など、総合的な備蓄体制の構築が必要である。

3 迅速な被災者支援の提供

- (1) 被災者の方が発災後、一刻も早く安定した生活に戻ることができるよう生活再建に向けた支援制度を迅速に公表できるよう、令和4年8月の大雨、令和6年能登半島地震の経験を活かし対応していく。
- (2) 罹災証明書、住家被害、人的被害、介護、健康状況など福祉関係など、庁内において、被災者の情報を共有、一元化できるよう被災者支援システムを活用し、被災者のニーズに合った支援を行える体制づくりが必要である。

4 受入れ体制強化

自衛隊、警察、消防、他自治体職員などの受援について、小松市災害時受援計画を基に効率的に対応できるよう受入れ場所や事務スペース、仮眠場所などの拠点となる場所を常日頃から考えておく。

5 災害が長期化した場合の職員の負担軽減

避難所職員の対応、災害対策本部の対応、被災者支援の対応など、長期化した場合は連続勤務や困難事案の対応、職員自ら被災することによるストレスなど、心身的、精神的にも負担がかかることが予想される。職員数にも限りがあり調整が難しい面もあるが、全庁的な対応、民間委託や災害協定の活用、などを行い、負担軽減のため、職員が一丸となって対応できる環境整備に努めていく。

○ 被害状況写真

1 道路状況



路面ひび割れ状況(北浅井町)



歩道の段差状況(下牧町)



道路陥没状況(浜田町・浮城町)



歩道の液状化状況(浜田町)



ブロック塀の倒壊状況(長田町)



道路の沈下状況(下粟津町)

2 建物状況等



建物内部の状況



市営住宅敷地内の状況



博物館のガラス破損状況



平和塔の周辺の倒壊状況



建物内天井破損状況



灯籠倒壊状況

令和6年能登半島地震に係る検証報告書

令和6年10月発行

小松市 市長公室 危機管理課

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地

TEL 0761-24-8150